

## 第6章

# 「人口」の確定という国家形成の課題

——コートディヴォワールの和平プロセスにおける有権者登録の事例から——

佐藤 章

要約：本稿は、コートディヴォワールの和平プロセスにとって最大の障害となっている、有権者登録をめぐる問題に焦点を当て、人口の計数・管理技術という視点から、コートディヴォワールにおける紛争と国家形成について考察を行う。先行研究において、「コートディヴォワール国民とは誰か、コートディヴォワール人とは誰か」をめぐる問題として議論されてきた同国の有権者登録の問題について、近代国家における「人口」の確定という、やや違った視点から分析の可能性を探るのが狙いである。

キーワード：コートディヴォワール 有権者登録 個別同定 人口 計数・管理技術

はじめに

2002年9月の内戦勃発以来、すでに7年以上も続いてきたコートディヴォワールの和平プロセスは、2009年11月29日に予定されていた大統領選挙の延期によって、さらに長引くこととなった。大統領選挙はすでに過去4度にわたって延期されてきたが、今回は、立候補の届け出も完了し、有力候補が揃って実質的な選挙戦を開始するなど、投票実現に向けた機運は高まっていた。にもかかわらず、最終的に選挙が見送られた最大の要因は有権者名簿にあった。

投票日が2ヶ月後に迫った2009年10月1日になって、独立選挙管理委員会(Commission électorale indépendante: CEI)は、有権者登録された638万4816人のうち275万2181人については、国家の他の利用可能な登録データのなかに、対応する公的記録が一切ないことが判明したと発表した。CEIは地方事務所での暫定有権者名簿の縦覧とウェブサイトでの照合サービスの提供によって、登録済み有権者に本人確認を呼びかける一方、照合項目を

増やしてデータの再検証を行った。この作業により新たに170万人以上の身元確認ができたものの、103万3985人についてはやはり「記録なし」という結果が出た。登録有権者の16.2%、実に6人に1人の身元に疑義が残る状態で選挙を強行しても、選挙結果の正当性が確保されないことは確実であった。かくして、長らく待たれた選挙はまたしても延期されることとなった。

本稿では、この有権者登録をめぐる問題に焦点を当て、コートディヴォワールにおける紛争と国家形成について考察を行う。コートディヴォワールの有権者登録をめぐる問題は、先行研究において、「コートディヴォワール国民とは誰か、コートディヴォワール人とは誰か」をめぐる問題として議論されてきた。このような研究視角の妥当性を認めたくえで、本稿は、近代国家における「人口」(population)の確定という、やや違った視点から分析の可能性を探ることを狙いとする。まず、第1節では、和平プロセスにおける有権者登録問題の経緯を整理しながら、有権者登録が和平プロセスの障害となるような状況がいかんにして出来たかを確認し、論点を整理しながら、国家形成という問題意識との連結を図る。次いで、第2節では、近代国家における人口の計数・管理技術に関する先行研究の成果を導入し、1990年代のコートディヴォワールの状況について再検討を試みる。むすびでは、最終成果に向けた今後の方向性と課題について記す。

## 第1節 和平プロセスにおける有権者登録の問題

### 1. ワガドゥグ・プロセス期の有権者登録

2002年9月に勃発したコートディヴォワール内戦では、フランスの仲介により、2003年1月下旬に基本となる最初の和平合意(マルクーシ合意)が成立したが、L・バボ(Laurent Gbagbo)大統領の影響力を極力排除して挙国一致内閣が中心を担うという同合意の枠組みは、強力な権限を現実に保持する大統領によって骨抜きにされ、まったく機能しなかった。これに代わる新たな枠組みとして、2007年3月に、B・コンパオレ(Blaise Compaoré)・ブルキナファソ大統領の仲介により、バボ大統領と反乱軍トップのG・ソロ(Guillaume Soro)新勢力<sup>1</sup>幹事長の直接対話に基づき、両者が署名するワガドゥグ合意が成立した。

ワガドゥグ合意は、マルクーシ・プロセス下で展開されてきた主要政治勢力間の権力闘争に関して、大統領の優位を保障するかたちで決着させた(佐藤[2010])。このため、同合意締結以後、コートディヴォワールの政治的、社会的緊張は劇的に改善され、和平プロセスにも具体的な進展が見られるようになる。

---

<sup>1</sup> 新勢力(Forges nouvelles)とは、反乱軍3派の統一組織のことである。

和平の実現に必要な主要課題としてワガドゥグ合意で強調されたのは、(1) 国土再統一、(2) 行政要員の再配置、(3) 武装解除・動員解除・再統合 (DDR)、(4) 選挙の実施、の4点である。このうち最初の3点に関する整理は別稿 (佐藤 [2010]) に譲り、ここでは本稿の焦点である有権者登録に関わる、選挙の実施に焦点を絞ることとする。

コートディヴォワールの和平プロセスの究極目標である選挙の実施にとって最大の課題は有権者登録にある。ここで生じている問題は、同国での有権者登録の制度と深い関連がある。コートディヴォワールの現行選挙法<sup>2</sup>では、満18才以上の国籍保有者が有権者たる資格を有するが、投票権を行使するには有権者登録が必要である。有権者登録は居住地のある選挙区に対して行い、登録後に交付される有権者証 (carte d'électeur) が投票所での本人確認書類となる。有権者登録には、身元証明書類として国民証 (Carte nationale d'identité) が必要だが、国民証<sup>3</sup>はあらかじめ、役場で発行された出生証明書と国籍証明書を添えて、申請・取得しておかねばならない。また、出生証明書の交付を受ける前提として、出生届が出されてある——当地の正確な呼称では「民籍登記」 (registre d'état civil) がしてある——必要があることはもちろんである。整理すると、コートディヴォワールにおいて投票権を行使するには、事前に、①民籍登記→②出生証明書 (+国籍証明書) →③国民証→④有権者登録→⑤有権者証の交付という5段階の手続きが満たされていなければならない。

有権者登録における個別同定 (identification) は、「一人一票」の原則に立つ民主的選挙の質の確保に直接かかわるだけに、手続きの厳格さが要請されることは理解できる。他方で、このような多段階の手続きが、コートディヴォワールの行政当局の事務能力と住民側の行政活動に対する認知度の双方に照らして、かなり要求水準が高いことも間違いない。その困難さは、和平プロセスという状況のもとではさらに倍加することになる。かといって、手続きの難しさが原因となって、有権者資格者の大半が有権者登録をしないような事態になれば、選挙の正当性そのものが損なわれる。選挙法が定める所定の手続きに則った有権者登録は、いかなる状況においても、基本的には省略や簡略化ができない重要な作業である。

平時ですらかなり大がかりなこの作業は、内戦期に付け加わった新しい要因によって、さらに困難なものとなっていた。まずコートディヴォワールでは、1990年代の後半に大量の偽造国民証の流通が判明したことから、2000年に成立したバボ政権は新国民証への切り替え作業に着手していた。しかし、内戦により作業が中断されたために、有権者登録に欠かせない国民証 (上記③) を持たない国民が数多く存在している。野党によれば、国民証

<sup>2</sup> 2000年8月1日付け法2000-514号。同法の正当性は、マルクーシ合意で保障されている。

<sup>3</sup> 国民証は1962年制定の根拠法によって、「本証の提示によってのみ(…)行政当局と警察に対して本人であること (identité) を正当化できる」と規定されており、個々の国民が国家との関係において自らを個別同定する (される) もっとも基本となる文書である。

の未交付者は 300 万人にのぼるとされる<sup>4</sup>。また、戦火により多くの民籍登記簿が毀損・消失しており、その被害に遭った者は国民証の申請ができない状況に置かれている（上記②③の問題）。また中部・北部・西部地域（通称、CNO地域）は、反乱軍の支配や治安状況の著しい混乱によって行政サービスが停止したため、民籍登記簿の復元や国民証の交付が不可能な状態のままで放置されてきた<sup>5</sup>。

マルクーシ・プロセス下では、野党と反乱軍が、国民の個別同定作業と国民証の交付の問題を解決してから有権者登録を行うべきだとのスタンスをとり、他方、バボ大統領側は、個別同定の問題は長期的取り組みを要するため先送りにし、前回選挙での有権者名簿に、新たに有権者年齢に達した者（すなわちすでに国民証を持っている者のみ）の追加だけを行い、速やかに選挙を実施するべきだというスタンスをとった<sup>6</sup>。最終的には、野党・反乱軍側の主張に沿って、②の段階からの手続きが 2006 年 5 月から開始されるのだが、和平プロセス全般に対するバボ大統領の抵抗と与党イヴォワール人民戦線（*Front populaire ivoirien*: FPI）支持者による妨害が相次ぎ、作業は著しく遅滞した。

ワガドゥグ合意ではこういった問題を打開するために、出張法廷（*audiences foraines*）方式による出生証明書の代替文書の作成、この代替文書に基づく民籍登記簿の復元、国民証の申請、有権者登録という具体的な手続きが合意文書上に改めて明記され、履行が強く促されることとなった。出張法廷とは、判事を地方に派遣し、民籍登記簿が消失した者を対象に、村人からの聴聞によって該当者の出生の事実を認定し、出生証明書の代替文書——「出生証明充当判決書」（*jugements supplétifs d'actes de naissance*）——を交付するものである。出張法廷は 2008 年 9 月まで続けられ、約 75 万件の出生証明充当判決書が交付された<sup>7</sup>。これを受けて 2008 年 9 月から有権者登録が始まり、何度かの中断（またその間の 2008 年 11 月の選挙の見送り）を経て、2009 年 6 月末までに推計有権者数の 72%に相当する約 636 万人の登録が完了した。この有権者登録に関しては様々な不正事例が報告されたほか、地方によって登録率に大きな格差があることも問題として指摘されたが、2009 年 11 月に

<sup>4</sup> Economist Intelligence Unit, *Country Report: Côte d'Ivoire*, June 2006, p.17.

<sup>5</sup> したがって、CNO 地域では、有権者登録作業は、治安の回復と行政要員の再配置にも大きく依存している。

<sup>6</sup> 政権と野党・反乱軍のこの対立は、もう一つの重要課題である武装解除とのスケジュール上の兼ね合い（政権はまず武装解除ありき、野党・反乱軍は武装解除と個別同定の同時並行）や、個別同定作業にあたる担当部局をめぐる折衝（大統領側は自派が影響下にある国立統計研究所、野党・反乱軍は野党の影響力が強い CEI をそれぞれ推した）とも絡んで、その後しばらくかけひきが展開された。

<sup>7</sup> 出張法廷は、ワガドゥグ合意の締結前にも試験的に実施されたが、FPI 支持者からの妨害行為の頻発を受けて、中断を余儀なくされていた。FPI は、証言に基づく出生の事実の認定という出張法廷の手続きは、対象者と証言者の示し合わせによって、本来適格でない者（具体的に想定されているのは外国人）の「なりすまし」が可能なものだと強く反対していた。ワガドゥグ合意後に主導権を掌握した FPI は、巡回法廷を容認するようになった。

選挙を実施する計画で作業は進められた。

有権者登録の終了以後のスケジュールは、ワガドゥグ合意の追加合意によって次のように定められていた。①CEI による登録データの検証と暫定有権者名簿の作成、②暫定有権者名簿の公開（確認と異議申し立ての受付）、③確定有権者名簿の作成、④③の登録データに基づく有権者証・国民証の作製、④有権者証・国民証の交付、⑤投票の実施、である。冒頭で述べた「記録なし」者の問題が発覚したのは、このうち①の段階においてである。この問題を解決するため、CEI は暫定有権者名簿の公開（②に該当）とデータの再検証（①のやり直し）を並行して行ったが、「記録なし」者の問題が完全に解決されるには至らなかった。

選挙延期後、2009年12月3日に開催されたワガドゥグ合意常設調整機構(Cadre permanent de concertation: CPC) の会合で、バボ大統領、ソロ首相、ベディエ PDCI 党首、ワタラ RDR 党首は一致して、①2009年12月中に有権者登録にかかわるすべての問題を解決、②2010年1月に確定有権者リストを公開し、有権者カードと国民証を作製、③2010年2月に有権者証・国民証を交付し、選挙戦を実施、④2010年2月末から2010年3月初めに大統領選挙の第一回投票を実施、という日程を定めた。これに則り CEI は、再度、「記録なし」者の身元確認作業を実施した。

しかし、この問題はさらに紛糾することとなった。2010年1月になって、「記録なし」者42万人分のデータがCEIの地方事務所にわたり、確定リストに直接登録されていた（つまり二重登録されていた）ことが発覚したのである。大統領側はこれを有権者「水増し」を凶る組織的な不正と捉え、野党出身者が委員長を務めるCEIへの不信は決定的となった<sup>8</sup>。内相（与党FPI）の指示で検察庁がCEI幹部に対する捜査を開始し、大統領側は、さらなる身元確認作業の徹底を求めてCEIに強い圧力をかけた。結局、CEI側は大統領側からの圧力に屈するかたちで、2010年2月初めに10日間の身元確認作業を再開することを発表した。

しかし、この再開された作業期間中に、大統領側が「外国人とおぼしき者」（*présûmés étrangers*）を有権者名簿から削除するよう、身元確認作業にあたる地方の裁判所に指示を出していたことが判明し、これが今度は野党側の態度を硬化させることとなった。いくつかの内陸の都市では身元確認作業に反対する野党支持者が暴動を起こした<sup>9</sup>。政治情勢の緊張を受け、政府は2月10日に身元確認作業の中断を宣言、その2日後の2月12日には大統領が、内閣総辞職とCEIの解散を宣言した。FN幹事長であるソロは首相に再任され、組閣に当たることとなった。しかし、CEI解散を強行したことに強い不快感を抱く野党は新

<sup>8</sup> CEI 委員長は、組織的不正は否定したものの、データ流出は事実であったことを認めている。

<sup>9</sup> 2010年2月4日付けのAFP, “Côte d’Ivoire: échauffourées autour de la liste électorale à Divo (centre)” (<http://news.abidjan.net/article/?n=355754>)、Nord Sud, “Contentieux électoral : La Cei et le tribunal de Man à couteaux tirés” (<http://news.abidjan.net/article/?n=355737>) で、ディヴォとマンでの事例が紹介されている（いずれも2009年2月15日アクセス）。

内閣への参加に難色を示し、ソロ首相は当初定められた1週間の期限内に組閣できなかった。これを受けて2月21日には臨時CPCが招集され、トップレベルで打開策が協議されている。

## 2. 和平プロセスにとっての有権者登録問題の持つ意味

このように、「記録なし」者問題の発覚によって、2007年3月以降順調に進んできた和平プロセスは頓挫してしまっている。この一連の流れについて、和平プロセスの進展という観点から次の3点を指摘できる。第1点目として、「記録なし」者問題を受けた選挙の延期は、現実的な判断であった。もともと有権者登録をめぐる問題は、その発端に1990年代の偽造国民証の問題があり、それに結びついた特定民族や外国系国民に対する社会的政治的差別とも密接に関わってきた、過去10数年のコートディヴォワールにおけるセンシティブな問題と結びついている。和平プロセスという難局下でありながら、主要政治勢力が国民の個別同定という手間のかかる作業に立ち返って有権者登録作業を行うことを決定したのも、このような背景を踏まえてのことであった。「記録なし」者の存在に目をつぶって選挙を強行しても、選挙の正当性をめぐって混乱が生じることは明白であった。

第2点目として、延期そのものは現実的な判断であったとはいえ、これを契機に深刻化したCEIと大統領の対立は、選挙プロセスを大きく後退させた。「記録なし」者問題をきっかけにしたCEIに対する大統領側の疑念は、データ流出事件によってさらに決定的となった。これを機に大統領側は有権者登録へ政治的に介入するようになり、野党側と緊張関係に陥った。その結果、内閣は総辞職し、CEIは解散させられた。この一連の流れを通して、これまでの選挙プロセスの前提となってきた、CEIに対する全政治勢力が一致した政治的信認は崩れた。いまや、有権者名簿の問題解決以前に、与野党間の政治的合意にまで立ち戻って政治的折衝が再開されねばならない状況である<sup>10</sup>。

第3点目は、このような混乱の根底に、選挙プロセス全体を支える技術的信頼性をめぐる問題が存在していることである。一般的な観点からいえば、有権者登録、投票の実施、開票という一連の選挙プロセスは、一人一票の原則に由来する有権者の個別同定性（identity/identité）の確認と、数百万件にのぼるデータ（有権者数と票数）を正確かつ迅速に集計する作業に支えられている。個別同定というマイクロな作業と大量のデータ集計というマクロな作業の両輪がともに信頼の置けるものであってはじめて、選挙は、選挙として

---

<sup>10</sup> すでに国連安保理の非公式会合では、2010年3月上旬までとされていた選挙実施期限を、2010年6月下旬まで延期することで合意ができているという。ただ、これまでの和平プロセスのペースに照らして、政治的合意の再確立、組閣、新しい選挙管理委員会の設立、有権者登録の問題の解決という一連の課題がこなせるものかどうかは疑問である。選挙はさらに延期される可能性は高く、情勢はかなり流動的といえるだろう。

の正当性を獲得できる。加えて、選挙を支える両輪の一つである個別同定は、単独で成り立つものではなく、必ずしも選挙を直接の目的としない、その他の個別同定の制度に大きく依存している。ここで言うその他の制度とは、氏名、生年月日、両親に関する情報、婚姻関係、住所、身体的特徴（顔写真や指紋はその代表的なものである）などに関する公的な登録のことである。有権者登録が頓挫している原因が、有権者登録そのものではなく、登録された者について有権者登録以外の記録を確認できないことにあるのを想起してほしい。このことは、コートディヴォワールにおける有権者登録の問題は、単に和平プロセスの問題にとどまらず、その核心においては、近代国家を支える人口の計数・管理技術の問題であることを浮き彫りにする。

そしてこの点において、コートディヴォワール内戦は国家形成の問題と直結することになる。和平プロセス下で続けられてきた有権者登録をめぐる政治勢力の交渉は、近代民主主義国家の技術的基盤をめぐる交渉に他ならないものであった。その作業は、国家形成上必要なものであったが、和平プロセスのなかで完遂できるだけの条件を、コートディヴォワール国家は備えていなかった。有権者登録は限界に直面した克服の試みとして、和平プロセス全体を「人質」にとり、コートディヴォワールの紛争解決に立ちふさがっているのである。

## 第2節 民主化後コートディヴォワールにおける人口の計数・管理の問題

### 1. 人口の計数・管理技術という問題視角

以上の最後に挙げた視点は、国家形成の一部をなす人口の計数・管理技術に関する問題を、紛争の解決過程における政治課題として、また、紛争からの脱却を阻害する要因として位置づけるものである。ここから2つの検討課題が提起される。第1は、そもそもコートディヴォワールにおいて人口の計数・管理技術はどのように歴史的に展開してきたか、である。第2は、人口の計数・管理技術の問題が、紛争解決における政治課題ならびに紛争脱却の阻害要因としてだけでなく、紛争そのものの発生要因としても捉えられるのかどうかである。この2つの課題を踏まえ、本節では、内戦勃発前の状況に関する検討を行うことにしたい。

内戦勃発前と一口に言っても、この問題に関しては、独立以後の40年間あまりはもちろんのこと、植民地期に関しても検討が必要となるだろう。これほど長い時間を扱うことはできないので、本稿ではさしあたり1990年代を対象を絞ることにしたい。そのうえで、時期を限定した検討において採用する基本的アプローチについて、先行研究に言及しながら説明しておくことにしたい。

人口の計数・管理技術に関しては、フーコーの問題提起をとおして、近代国家を特徴づける統治技術として焦点が当てられてきた（フーコー [2000] <sup>11</sup>）。この視角は、人口調査（センサス）における分類カテゴリーと「想像の共同体」の関係に関するアンダーソンの研究<sup>12</sup>をとおして、途上国研究の分野にも導入されている。この視角に立つ研究は、1990年代以降、人間の個別同定をするために国家が採用した技術に関する詳細な検討へと向かっており、代表的な業績としては、現代フランスにおける移民管理の問題を扱ったNoiriel [1988]、フランス革命以後のヨーロッパにおけるパスポートの誕生過程を扱ったTorpey [2000]（トーピー [2008]）が挙げられる。トーピーは、「監視や人口（・・・）への強い関心の一方で、フーコーによるこれらの問題の考察は個別同定の技術の細部に関する議論を欠いている」（Torpey [2000: 5]）との認識に立ち、技術の細部に立ち入った歴史的再構成の必要性を主張している。

トーピーの主張は、コートディヴォワールの有権者登録をめぐる問題を考えていくうえでも重要である。コートディヴォワールの有権者登録をめぐる問題は、1990年代の排除の政治と結びついた、「コートディヴォワール国民とは誰か、イヴォワール人とは誰か」というアイデンティティをめぐる問題関心から議論されてきた経緯がある（Marshall-Fratani [2006] ; Banégas [2006] ; Banégas and Marshall-Fratani [2007]）<sup>13</sup>。言い換えると、先行研究においてコートディヴォワールの問題状況は、もっぱら排外主義、民族差別、エスノ・ポリティクスという文脈から捉えられてきた。しかし、先行研究においては、この種の問題が立ち現れる主要なアリーナの一つである、行政上の管理手段に関して、あまり関心が払われてこなかったことは否めない。言い方を変えると、先行研究は、ネーションとエスニシティの問題に関心を特化しており、人口の計数・管理技術への注目を欠いていた。トーピーの主張に沿った再検討は、これまでとは違った視点からコートディヴォワールの直面した問題状況を照らし出す、格好の手がかりになるように思われる。

以下、本節では、1990年代以降のコートディヴォワール政治史において見られた、2つの出来事に焦点を当てる。一つは外国人投票権をめぐる論議とその帰結であり、もう一つは1995年に浮上した有権者登録をめぐる問題である。この2つの出来事はいずれも、和平プロセス下で有権者登録をめぐる起こった諸事件とどこか奇妙に重なり合う。この「既視感」を念頭に置きながら、以下の検討を進めていきたい。

---

<sup>11</sup> 初出は1978年の講義。

<sup>12</sup> 初版は1983年だが、人口調査に関する章は、1991年刊行の第2版で付加されている。本稿で参照したAnderson [2006]は改訂版である。

<sup>13</sup> この観点からのコートディヴォワールの政治情勢は筆者も発表している（佐藤 [1995, 2006b]）。この視角そのものは十分に妥当性がある。



## 2. 外国人投票権をめぐる問題とその帰結

第1の外国人投票権をめぐる問題は、民主化後最初の選挙が実施された1990年に、与野党間で大きな政治的争点となった。1960年の独立以来続いたコートディヴォワール民主党（Parti démocratique de Côte d'Ivoire: PDCI）の一党制期には、コートディヴォワールに在住する外国人には国政選挙での投票権が与えられていた<sup>14</sup>。民主化後最初の選挙に臨むに当たって野党は、外国人投票権は与党PDCIに優位な制度だとして廃止を強く求めた。野党は、行政からのハラスメントを恐れる外国人は与党を支持する傾向を持つと考え、問題視したのだった。結局、PDCIは野党側の要求には応じず、1990年の大統領選挙、国民議会選挙は在留外国人にも投票権が認められたままで実施された。両選挙とも与党PDCIの圧勝に終わった<sup>15</sup>。

1990年代以降の政治情勢を観察したとき、外国人投票権をめぐる論議を発端として、外国人の存在が持続的な関心の対象となったことが伺える。当時、コートディヴォワールの民主化運動の「旗手」と目されていたバボ（現大統領）は、民主化翌年の1991年に次のような談話を残している。「イヴォワール人のブルキナ人やマリ人への対応を見てみれば、侵入されているという意識から、イヴォワール人が彼らをさげすんでいることがわかる（…）移民が出身国にとどまることができるために強い経済が必要だとした、フランス協力相の考えに同意する」<sup>16</sup>。この発言でバボは、①イヴォワール人のあいだに外国人の存在を「侵入」と捉える警戒感が広がっていることを指摘し、自らも、②開発援助の活用によるアフリカ諸国からの移民流入の減少という当時のフランス政府の発想について「同意」という表現によって、移民流入は少ない方が望ましいという考えを暗に示している。与党の票源を掘り崩すために、民主化運動の「旗手」が、排外主義的な思想と親和性のある主張を展開するという、一見奇妙な結びつきがここに見て取れる。

排外主義的な思想の端的な例としては、進歩連帯グループ（Groupement pour le progrès et la solidarité: GPS）という政党連合体の党首の発言がある。民主化後第2回目の選挙を控えた1995年8月に、この党首は、「外国人がコートディヴォワールに“侵略”しており、“盗人、暴漢、殺し屋”になっている」、「外国人の比率を10%以下に下げ、公的雇用のすべてと民間雇用の90%をイヴォワール人に優先的に確保する」、「コートディヴォワールが“世界のゴミ箱”になるのを望まないことを示すため自党のシンボルに箒を用いる」などと発

<sup>14</sup> 植民地期以来、コートディヴォワールは世界有数の移民受け入れ国であり、周辺諸国出身者を中心にその規模は居住人口の4分の1以上を占める。

<sup>15</sup> 投票者に占める外国人有権者の比率は公表されていないので、この選挙結果に外国人票がどの程度貢献したかを確認することはできない。

<sup>16</sup> *Marchés tropicaux et méditerranéens*, 11 octobre 1991, p.2502.

言している<sup>17</sup>。これらの発言は、外国人の存在を好ましくないと考えるナショナリストの主張、ならびにこれがさらに先鋭化した排外主義の主張が、民主化後のコートディヴォワールに根付きつつある様子を示している。

この時代はまた、法制度と政策の両面から外国人ないし外国系であることが規制の対象となった時代でもあった。この面においてもっとも重要な変化は、1994年12月に成立した新選挙法である。この選挙法は、大統領と国民議会議員への立候補資格に、立候補者本人だけでなく、両親にも遡った国籍条項を設けた点に特徴がある。具体的には、この法改正により、立候補のためには、本人が生まれながらのコートディヴォワール人であることに加えて、大統領選挙の場合は「父と母」、国民議会議員選挙の場合は「父か母」が、生まれながらのコートディヴォワール人であることが求められるようになった。

新選挙法は、導入者であるベディエ大統領（当時）の意図としては、最大のライバルであったワタラ元首相の立候補の阻止を狙った政治的な工作としての性格を持つ。1993年のウフェ初代大統領死去後の政情が、後継の座を狙うベディエとワタラの対立を軸に展開され、後に野党も加わって、ワタラ排除の流れが形作られていったことはここでは繰り返さない<sup>18</sup>。ここで注目しておきたいのは、外国系住民への規制策の対象となった当のワタラが、首相在任中に自らも外国人に対するさまざまな規制策をとっていたことである<sup>19</sup>。ワタラが首相職にあった1990～93年12月のあいだに、コートディヴォワール政府は、外国人に対する滞在許可証（*carte de séjour*）と偽造防止身分証明書（*carte d'identité*）の義務付け（1991年9月）<sup>20</sup>、外国人移民が数多く居住するアビジャン市の大衆居住区（いわゆるスラム地域）の破壊（1991年9月）、在住外国人に対する税務調査の厳格化（1992年）といった政策を実施している<sup>21</sup>。当時からブルキナファソ系との風評があったワタラ自身は、

---

<sup>17</sup> *Marchés tropicaux et méditerranéens*, 25 août 199, p.1809。GPS は、1994年3月31日に19の小政党を集めて結成された連合体で、設立当初から「愛国主義の文化、国民の雇用の保障、国民経済の掌握と統制」といった主張を掲げていた（*Marchés tropicaux et méditerranéens*, 8 avril 1994, p.697）。

<sup>18</sup> この点については、佐藤 [2006a] ですでに記した。

<sup>19</sup> 西アフリカ諸国中央銀行（BCEAO）総裁だったワタラは、構造調整プログラムの主導役としてコートディヴォワール政界に招請され、民主化選挙後に、高齢だったウフェ大統領に代わって執政を取り仕切る首相に任命された。

<sup>20</sup> 滞在許可証は警察署で発行を受け、ECOWAS 外出身者は5万 CFA フラン、ECOWAS 出身者は5000CFA フランかかる。身分証明書は2000CFA フランである（*Marchés tropicaux et méditerranéens*, 18 octobre 1991, p.2601）。

<sup>21</sup> 1992年9月に、コートディヴォワール在住のレバノン人団体の幹部が、レバノン人商人をターゲットにした税務調査が体系的に行われるようになり、そのやり方も手荒になってきているという声明を出している（*Marchés tropicaux et méditerranéens*, 18 septembre 1992, p.2427）。また、1992年12月には、納税義務が完済していることを証明しない者は出国させないという方針を政府が示している（*Marchés tropicaux et méditerranéens*, 18 décembre 1992, p.3373）。

ナショナリスト的な姿勢はとらなかった。ただ、ワタラ政権は、大学キャンパスに国軍を派遣し、野党系の学生団体を弾圧した事件（1992年）に代表されるように行政権を強圧的に行使する傾向がみられ、外国人に対する規制もこの傾向に沿ったものと理解できる。

ワタラ政権下での外国人規制策に注目することで、この時期のコートディヴォワール政治を見る新しい視点が得られる。コートディヴォワールにおける1990年代以降の外国人をめぐる政治動向は、もっぱらベディエ政権が打ち出した「イヴォワール人性」の問題、すなわちナショナリストの政治信条と政策がもたらした問題として語られてきた。しかし、本節の検討を通して浮かびあがるのは、民主化後のコートディヴォワールにおいて、政治信条（ナショナリストか否か）や政治的位置（与党か野党か）を問わず、外国人の存在が関心や規制の対象となっていたということである。ナショナリスト的な傾向の台頭はこの時期に生じたひとつの変化としてたしかに重要ではあったが、それだけでは外国人を取り巻く当時の情勢の理解としては限定的なものではないかというのがここでの主張である。この主張は、コートディヴォワールにおける近年の排外主義的な動向を、ベディエを起点とする直線的な系譜関係においてではなく、民主化後の状況のなかで浮上した、外国人の存在をめぐる様々な問題群の歴史的な帰結として捉え直す必要性を示唆している<sup>22</sup>。

### 3. 有権者登録の信頼性に関わる問題

民主化以後これまでに3回実施された総選挙のうち、有権者登録をめぐる問題は1995年の選挙時に浮上した。1995年選挙の直前には、前年末（1994年12月）にベディエ大統領側が強行採決した新選挙法をめぐる野党対立が激化し、有権者登録の作業が大きく遅れることになった。このため大統領側は、有権者名簿を簡便に作成（し、かつ野党を牽制）するために、行政当局が有する名簿（民籍登記簿と納税者台帳）をもとに有権者名簿を作成し、そこに掲載されている者だけに有権者証を配付して選挙を強行しようとした。この「官製名簿」が、人口の流動性の激しい都市住民（同時に野党の重要な支持基盤でもある）を十分にカバーしていないことを野党は問題視し、正式に定められたとおり、有権者登録による有権者名簿作成（第1節で示した①～⑤のうち、④と⑤）を求めた。

当時の野党側の懸念はコビナ（Djéni Kobina）RDR幹事長の発言から伺うことができる。「われわれは氏名の転写などに重大な誤りがあるカードを確認している。これが問題の種になることは十分に予見され、投票の障害になる」、「多くの市民は固定的な住所を持って

<sup>22</sup> 実のところ、1990年代のコートディヴォワールで浮上した外国人をめぐる問題は、これだけに留まらない。他に検討を要する事柄として、ここでは、西部におけるリベリア人難民の問題、ココア部門の再編成（外国人入植者と土地問題）、ECOWASの経済統合、先進諸国出身者に対する査証の要求の4点を挙げておきたい。身分証明と個別同定に関わるこれらの問題は、1990年代のコートディヴォワールにおいて、ゆるやかに連関しつつ政治と社会の動向を左右してきた可能性がある。

いない」、「多くのイヴォワール人がカードを所持していない状態で選挙に臨むことは確実だ」<sup>23</sup>。

与野党の折衝は直前まで続いたが、最終的に大統領側が譲歩し、「官製名簿」に掲載されていない者を対象とした追加の有権者登録が実施されることとなった。ただし、この追加分の登録者については、時間的猶予がないため有権者証の作製・配付は行わず、投票所での本人確認は、有権者登録時に発行される「登録済み書面」(attestation)によって行うということとなった。しかし、追加登録分の名簿が届かない投票所がいくつかあり、投票当日にも混乱が起こった。

1995年の選挙での有権者登録をめぐる動きは、現在の有権者登録をめぐる動きを考える際にも有効ないくつかの着眼点を提供してくれる。まず第1に、有権者登録が政治的介入の領域となることである。コートディヴォワールでは、有権者たる資格は法によって定められているが、未登録の段階では、有権者資格は権原(エンタイトルメント)にのみとどまる。民主主義国家における主権者としての実効的な身分は登録によってはじめて確定されるのであり、これはすなわち、有権者登録こそが参政権を保障する実質的な鍵だということである。だからこそ政権は、有権者登録に介入する強いインセンティブを持つことになる。

第2に、参政権を実質的に保障する有権者登録は、有権者登録以外の住民・市民の個別同定に関する制度との連携のうえにはじめて成立するということである。これは第1節の最後で示した第3の論点と共通する。先述のとおり、有権者登録は、国籍登記簿を基盤として作成される出生証明書、国籍証明書、国民証といった具体的な書類の提出によって実現される。また、その他の書類(1995年選挙の場合には納税者台帳)も補足的に活用される。このことは、個々人の個別同定性は、国家に対して行う様々な登録・証明事項の相互参照の体系のなかではじめて確立されるものであることを意味している。

この状況は、コートディヴォワールに限らず、近代国家の持つ一般的な特性としてトーパーが述べることに驚くほど適合する。トーパーは次のように述べる。

「国家の側からみると、そのもっとも根本的な業務を実行するのに、個人の唯一の身元をどうしても明確に確認する必要性が生まれた。個人の烙印の検査、すなわち、近代的な身元確認のあらゆるシステムの心臓部にある本質的な形式は、「個人を監視の領域におき、(そして、また)文書のネットワークのなかに位置づける。つまりそれは、個人を捕捉して、固定する膨大な書類のなかに、個人を引き込むのである」。このように、個々人が「身分証明」としてもつ書類は、移動や経済的取引、家族関係、病歴、その他多くのものを記録した文書の全体系に対応している。つまり、権力と知識の格子に

---

<sup>23</sup> *Marchés tropicaux et méditerranéens*, 22 septembre 1995, p.1996.

対応しているのだ。その格子のなかで、個人は、国家の行政上の国民として、整理されて、構成されるのである。」<sup>24</sup>

この引用は、諸手続きをとおして国家との関係性において「行政上の国民」が立ち現れることと、この「行政上の国民」は、国家が有する相互に対応関係のある登録情報のまとまりである「一件書類」として個別化されていることを示している。生身の人間は、「一件書類」に対応する個別番号やそれを記載した証明書の保持者であることによるのみ、国家に対して個別同定性を証明できるというわけである。このことを理解することによって、「記録なし」者の存在が和平プロセスを頓挫させるほどの重大性を持つ理由が了解されるだろう。近代国家における個別同定は文書のネットワークないし体系のうえにはじめて成立するのであり、孤立したデータしか登録されていない者は、「行政上の国民」としての認証を受けられないからである。

以上の2点は、民主主義国家における「一人一票」の原理は、政治介入の排除（互いに競争する政治勢力間の合意が損なわれない程度に減じられる必要がある）と身分証明のための文書ネットワークの構築（官僚制をとおした住民管理）という2つの条件があつてはじめて、十全に——最低でも当選者の正当性が毀損されない程度に——実現されることを意味している。

#### 4. 民主化と「注意深い計数」の台頭

以上の2つの着眼点を踏まえることによって、現在のコートディヴォワールが直面する問題は、「人口を計数・管理できない国家が直面する危機」として浮かびあがってくる。内戦勃発にともなう中断されたバボ政権による国民証の切り替え作業について、バネガスは、「ウェーバー的な合法・官僚規範をモデルとした行政の確立による、新国家、新ネーションの建設」という志向性に則った、「注意深い計数」(careful enumeration)の試みであったと指摘する(Banégas [2006: 543])。バボ政権がウェーバー的な官僚制の整備を意識的に追究していたかどうかについてさしあたりここでは措くとして、この指摘は、民主主義国家を安定的に運営していくうえで、個別同定をとおした人口の計測が重要な意味を持つことを示している点で重要であるし<sup>25</sup>、政権が人口の計測の重要性を認識していたことを示

<sup>24</sup> トーピー [2008: 27-28]。引用文中にある引用は、フーコーの『監獄の誕生』(1979年)からのものである。

<sup>25</sup> この論者は、国民国家の近代化と行政の合理化の必要性は、最近の歴史においてナショナリスト運動に広く見られてきたと指摘する(Banégas [2006: 544])。この主張について本稿はやや懐疑的である。

唆している点でも重要である<sup>26</sup>。

「人口を計数・管理できない国家が直面する危機」は、間違いなく行政能力の問題に焦点を当てた見方であるが、ここでの狙いはそのこと自体を強調することにはない。1995年選挙での有権者登録をめぐる混乱は、「注意深い計数」が和平プロセス期の問題にとどまらず、1995年の段階でも十分に行われていなかったことを示唆している。そして実のところ、「注意深い計数」の欠如は、独立から30年間にわたるコートディヴォワールの一党制時代から続いてきたことではなかっただろうか——これがここで強調したい推論である。一党制期のコートディヴォワールは、アフリカでもまれな政治的安定を享受していたが、実はこの政治的安定は、「注意深い計数」を欠いたままで実現されてきたのではないだろうか。

ここから先は試論的になるが、政治的競争にさらされていない唯一党にとっては、コートディヴォワールに誰が住んでいようが、また誰が選挙権を行使しようが、とくに問題ではなく、他方、民主化後の時代は、複数政党が信任を求めて競合しあうルールの設定の一環として、信任の主体たる有権者の厳密な定義が要請されるようになったのではないか。このことは、「注意深い計数」の問題が、単に近代国家一般ではなく、複数政党制民主主義とも深い関係を持つことを示唆している。ここで、「自己の同一性の証明」（本稿で言う個別同定）は、帰属する社会との関係性において必要とされるという渡辺公三の指摘（渡辺[2009]）を援用するならば、以上の推論は、民主化（複数政党制の導入）に伴う、個人と国家との関係性の変質の問題として言い換えられるように思われる。外国人にも投票権が認められていた一党制期には、投票を通じた政治参加は、国民にとって国家との特権的な関係性を確認する実践的機会ではなかった。この状況は民主化の到来とともに一変し、独立以来「注意深い計数」への取り組みが十分でなかった状態が、大きな混乱をひきおこすに至ったのではないか。

## むすび

以上本稿では、コートディヴォワールの和平プロセスにとって最大の障害となっている、有権者登録をめぐる問題を整理し、人口の計数・管理技術という視点から、1990年代に遡って関連する事象を再検討してきた。総括して言えば、1990年代の外国人・外国系住民に対する規制の強化、1995年の有権者登録をめぐる問題状況、そして、現在の和平プロセス

---

<sup>26</sup> ただ、バボ政権による国民証の切り替え作業は、住民を包括的に計数し、管理することを目指したというよりは、外国系国民や地方から移動してきた都市住民を計数対象から排除しようとする、ナショナリスト的な偏向を伴うものであった。したがって、ここで筆者が「重要」と言うのは、計数作業一般の持つ政治的重要性を認識していた点についての評価に留まるものであることは明記しておきたい。

における有権者登録の問題は、複数政党制民主主義の導入が招来した、国家と個人の関係性の変容によって、「注意深い計数」が国家形成上の課題として浮上したと密接に関連している。そこから逆に、一党制時代のコートディヴォワールにとっては、国家の安定的存続にとって「注意深い計数」がさほど重要な意味を持たず、意識的に追求もされなかった様子が推察される。この不備のもとで政治対立がエスノ・ポリティクスの様相を強めるとき、国家がいかにかに深刻な状況に直面するかを、コートディヴォワールの事例はまざまざと指し示している。

以上の考察は暫定的なものであり、さらに検討を深める必要がある。今後追求されるべき研究の方向性を3点示して、本稿を結ぶことにしたい。第1に、コートディヴォワールにおける人口の計数・管理技術に関してさらに詳細な記述が求められる。具体的な検討課題としては、①国民・外国人双方を含む住民の法的身分に関する法制度の歴史的展開ならびに個別同定に関わる行政事務の実態（担当部局、様式など）、②人口の計数と密接に関係する、国家が行う人口調査をはじめとする統計の整備、③これらの背景にある政治的な考慮ないしイデオロギー、である。とくに③に関しては、注22で触れたような、政治、社会、経済、外交関係などに関わる具体的な課題との関連で論じていく必要がある。

第2の方向性は、他のアフリカ諸国ならびに中東諸国を視野に入れた比較研究である。これに関しては、各々の国の国家形成における「注意深い計数」の様相の比較検討が重要であろう。また、民族や宗教などの属性に深く関係して政治情勢が展開されている国との比較によって、人口の計数・管理技術の問題がいかなる具体的な課題を提起しているのか（あるいは課題が浮上することが回避されているのか）という研究視点も興味深い。

第3の方向性は、理論的な観点からの検討である。人口の計数・管理技術に関する議論は、フーコーの一連の研究、とりわけ「統治性」をめぐる問題提起（フーコー [2000]）に起点を持っているが、同じ近代国家にしても一党制／複数政党制の別によってもたらされる帰結が異なるというのが本稿での暫定的な結論であった。他方、ファシズム国家や社会主義体制下で、人口の計数・管理がかなり抑圧的に実行されてきたことに鑑みると、一党制下でありながら「注意深い計数」に注意を払わなかったコートディヴォワールの事例の方がむしろ特異であることも考えられる。新興国としての特性や地域的な文脈なども考慮に入れて検討を行う必要がある。

## 参考文献

〈日本語文献〉

佐藤章 [1995] 「基層イヴォワリアン」をめぐって——コートディヴォワール新選挙法の提

- 起するもの——」(『アフリカレポート』 No.21 14～17 ページ)。
- [2006a] 「コートディヴォワール内戦という複合体」(『海外事情』第 54 巻第 5 号 73～87 ページ)。
- [2006b] 「統治的結社とイデオロギー——コートディヴォワールにおける差別的排除の実践に関する考察——」(『文化人類学』第 71 巻第 1 号 50～71 ページ)。
- [2010] 「コートディヴォワール和平の最終局面——ワガドゥグ・プロセスの課題と試練——」(『アフリカレポート』 No.50 22～27 ページ)。
- トーパー, ジョン [2008] 『パスポートの発明——監視・シティズンシップ・国家——』(藤川隆男監訳) 法政大学出版局。
- フーコー, ミシェル [2000] 「「統治性」」(『ミシェル・フーコー思考集成VII 1978 知 身体』筑摩書房 246～272 ページ)。
- 渡辺公三 [2009] 『身体・歴史・人類学 I アフリカのからだ』言叢社。

〈外国語文献〉

- Anderson, Benedict [2006] *Imagined Communities: Reflections on the Origin and Spread of Nationalism (revised edition)*, London and New York: Verso.
- Banegas, Richard [2006] “Côte d’Ivoire: Patriotism, Ethnonationalism and Other African Modes of Self-writing,” *African Affairs*, 105(421), pp.535-552.
- Banégas, Richard, and Ruth Marshall-Fratani [2007] “Côte d’Ivoire: Negotiating Identity and Citizenship,” in Morten Bøås and Kevin C. Dunn eds., *African Guerrillas: Raging against the Machine*, Boulder and London: Lynne Rienner Publishers, pp.81-111.
- Marshall-Fratani, Ruth [2006] “The War of “Who Is Who”: Autochthony, Nationalism, and Citizenship in the Ivoirian Crisis (Autochthony and the Crisis of Citizenship),” *African Studies Review*, 49(2), pp. 9-43.
- Noiriel, Gérard [1988] *Le creuset français: Histoire de l’immigration XIX<sup>e</sup> - XX<sup>e</sup> siècle*, Paris: Seuil.
- Torpey, John [2000] *The Invention of the Passport: Surveillance, Citizenship and the State*, Cambridge, New York, Melbourne and Madrid: Cambridge University Press.